

核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会の運営に
関する申合せ（案）

平成19年 月 日
重水素実験安全評価委員会決定

（趣旨）

第1 この申合せは、核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会（以下「委員会」という。）設置規則第10条の規定に基づき、委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事）

第2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
2 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

（会議の公開）

第3 委員会は、原則として公開するものとする。

第4 この申合せに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 記

この申合せは、平成19年 月 日から実施する。